

東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

東大和市高齢者在宅サービスセンター条例（平成12年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

在宅サービスセンターは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護として次に掲げるもの（以下「通所介護」という。）を行う。

- (1) 身体介護に関すること。
- (2) 機能訓練に関すること。
- (3) 健康の管理及び増進に関すること。
- (4) 生活等に関する相談及び助言に関すること。
- (5) 食事サービスに関すること。
- (6) 送迎サービスに関すること。
- (7) 入浴サービスに関すること。

第3条第2項中「前項各号に掲げるもの」を「通所介護」に改め、「地域支援事業並びに」を削る。

第6条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

第9条第1項中「及び介護予防通所介護」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「通所型介護予防事業及び」を削り、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第13条第3項第3号中「市」を「東大和市」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(介護予防通所介護及び通所型介護予防事業に関する経過措置)
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第1項若しくは第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）の規定により、東大和市高齢者在宅サービスセンター（以下「在宅サービスセンター」という。）は、改正後の東大和市高齢者在宅サービスセンター条例（以下「改正後の条例」という。）第3条に規定する事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。
(1) 旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護として次に掲げるもの（以下「介護予防通所介護」という。）

- ア 日常生活行為の自立支援に関すること。
- イ 運動機能の向上に関すること。
- ウ 健康の管理及び増進に関すること。
- エ 生活等に関する相談及び助言に関すること。
- オ 食事サービスに関すること。
- カ 送迎サービスに関すること。
- キ 入浴サービスに関すること。

(2) 旧法第115条の45第1項第1号に規定する事業として次に掲げるもの（以下「通所型介護予防事業」という。）

- ア 運動機能の向上に関すること。
- イ 健康教育に関すること。

3 介護予防通所介護及び通所型介護予防事業を利用することができる者は、次のとおりとする。

(1) 介護予防通所介護を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 旧法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者で、在宅サービスセンターにおける介護予防通所介護がその者の介護予防サービス計画（整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の介護保険法（以下「新法」という。）第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の対象となっているもの

イ アに掲げるもののほか、在宅サービスセンターにおける介護予防通所介護を行う必要があると指定管理者（改正後の条例第12条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が認める者

(2) 通所型介護予防事業を利用することができる者は、東大和市の区域内に居住する第1号被保険者（新法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。）であつて、通所型介護予防事業の利用により生活機能の向上が見込まれるものとする。ただし、新法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者を除く。

4 介護予防通所介護及び通所型介護予防事業の利用の承認については、改正後の条例第3条第1項に規定する通所介護の規定の例による。

5 介護予防通所介護及び通所型介護予防事業の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、次のとおりとする。

(1) 介護予防通所介護の利用者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならぬものとし、その額は、旧法第53条第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定

めた額とする。ただし、新法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が介護予防通所介護の利用者に代わり指定管理者に支払われるときは、当該市長の承認を得て定めた額から当該介護予防サービス費の額を控除して得た額とする。

(2) 通所型介護予防事業の利用料金は、無料とする。